

千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題（以下「アルコール関連問題」という。）、薬物依存症に関する問題、ギャンブル等依存症に関する問題（以下これらを総称して「依存症等に関する問題」という。）を抱える者（以下「依存症等者」という。）が健康的な生活を営むことができるよう、依存症等に関する問題の改善に取り組む民間の団体（以下「民間団体」という。）が実施する地域生活支援事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該民間団体に対し補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付申請を行うことができる団体は、民間団体のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 依存症等に関する問題に取り組み、依存症等者の地域社会への参加と福祉の向上に寄与する団体で、第3条各号に掲げる活動のうち、いずれかの活動を、年間を通じておおむね月に1回以上実施する団体であること。なお、申請時から遡り過去1年間においても同様の活動実績を有すること。
- (2) 市内に主たる活動拠点を有する団体であること。
- (3) 市内に在住、在勤又は在学する者を構成員として5割以上有する団体であること。
- (4) 構成員を5人以上有する団体であること。
- (5) 交付申請を行おうとする年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない団体（複数の申請団体で構成員の2分の1以上が共通する場合は、これらの団体は同一団体とみなす。）であること。
- (6) 交付申請を行おうとする年度において、補助事業に関し、他の制度により補助金等の交付を受けていない団体であること。
- (7) NPOその他営利を目的としない団体であること。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (10) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (12) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の「アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業」、「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」及び「ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」

む民間団体支援事業」に規定する事業であって、次の各号に掲げる活動とする。

(1) ミーティング活動

ミーティング会場の確保など、依存症等者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動。

(2) 情報提供活動

情報提供に使用するリーフレット作成経費など、依存症等者やその家族の問題に資する情報提供活動。

(3) 普及啓発活動

依存症等に関する問題に対する理解促進のための刊行物発行に要する費用援助など依存症等に関する問題に対する普及啓発活動。

(4) 相談活動

会場の確保や相談に同席する専門家への謝金など、依存症等に関する問題の相談を受ける活動。

(補助金の交付額)

第4条 補助事業、対象経費、補助率及び補助上限額等は、別表のとおりとする。

2 交付額は、別表に基づき補助事業ごとに算出した額の合計とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容、実施計画の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条による通知は、千葉市依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(変更承認の申請)

第8条 第6条第1号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(中止等承認の申請)

第9条 第6条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市依存症等に関する問題

に取り組む団体補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第10条 市長は、第8条及び第9条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める期日までに千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書（様式第9号）

（2）収支決算書（様式第10号）

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に定める実績報告のほか、市長は必要に応じ、補助金の交付決定をした団体の当該年度に係る全体の収支状況が明らかになる書類の提出を求めることができる。

（額の確定通知）

第12条 規則第13条の規定による通知は、千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金額確定通知書（様式第11号）によるものとする。

（交付の請求）

第13条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県依存症等に関する問題に取り組む団体補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金交付決定取消通知書（様式第14号）によるものとする。

（返還命令）

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金返還命令書（様式第15号）によるものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

| 補助事業 | 対象経費 | 補助率 | 補助上限額 |
|----------|--|------|---|
| ミーティング活動 | 国要綱の「アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業」、「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」及び「ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」に定める賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 | 2分の1 | 合計3万円まで 〔予算額が当該年度における全団体の交付額の総計を下回る場合は、予算額の範囲内で補助〕 |
| 情報提供活動 | | | |
| 普及啓発活動 | | | |
| 相談活動 | | | |

※1 算定は、補助事業ごとに行うものとし、100円未満の端数は、切り捨てる。

※2 対象経費に充当されるべき補助金以外の収入がある場合は、相当額を控除するものとする。

※3 「国要綱」とは、平成21年8月25日付け厚生労働省発障0825第1号厚生労働省事務次官通知の別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」をいう。

※4 対象経費欄の〔〕内は、公益法人等事業における対象経費名を示したものである。